

先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

※下線部変更

新	旧
<p>(先物・オプション取引口座による処理) 第1条 私が今後貴社に対して行う先物・オプション取引のうち私が指定する取引の委託において、次に掲げる事項をすべてこの先物・オプション取引口座で処理すること。</p> <p>(1) 法第2条第21項第1号に掲げる取引に係る買付代金、売付代金、買付有価証券、売付有価証券、<u>買付けに係る商品(法第2条第24項第3号の3に掲げる商品をいう。以下同じ。)</u>、<u>売付けに係る商品、倉荷証券、証拠金(取引証拠金及び委託証拠金を含む。以下この条において同じ。)</u>、計算上の損益金、決済に伴う損益金、その他授受する金銭</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(先物・オプション取引口座による処理) 第1条 私が今後貴社に対して行う先物・オプション取引のうち私が指定する取引の委託において、次に掲げる事項をすべてこの先物・オプション取引口座で処理すること。</p> <p>(1) 法第2条第21項第1号に掲げる取引に係る買付代金、売付代金、買付有価証券、売付有価証券、証拠金(取引証拠金及び委託証拠金を含む。以下この条において同じ。)、計算上の損益金、決済に伴う損益金、その他授受する金銭</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p>(取引証拠金及び委託証拠金) 第3条 私がこの先物・オプション取引口座を通じて貴社に差し入れた証拠金(私の現金支払予定額に相当する額の金銭を除く。以下同じ。)は、貴社が保管するのではなく、私の代理人である貴社(貴社が非清算参加者である場合には、貴社及び貴社の指定清算参加者)が、私の委託に基づく未決済約定に係る取引証拠金としてそのままクリアリング機構に直接預託し、クリアリング機構で保管されること。ただし、私が貴社に証拠金を差し入れた日から起算して4日目(金融商品取引所が定める休業日を除く。)の日までの間は、貴社が取引証拠金としてこれを保管し、貴社自身が所有するこれに相当する金銭又は<u>代用有価証券若しくは倉荷証券(以下「代用有価証券等」という。)</u>が差換預託されることがあり得ることについて異議のないこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、私が別に書面による同意をした場合は、私が差し入れ又は預託した証拠金の全部又は一部について、次の各号のいずれかに定める方法により、これに相当する金銭又は<u>代用有価証券等</u>が差換預託されることがあり得ることについて異議のないこと。</p> <p>(1) 私が預託した証拠金を貴社が委託</p>	<p>(取引証拠金及び委託証拠金) 第3条 私がこの先物・オプション取引口座を通じて貴社に差し入れた証拠金(私の現金支払予定額に相当する額の金銭を除く。以下同じ。)は、貴社が保管するのではなく、私の代理人である貴社(貴社が非清算参加者である場合には、貴社及び貴社の指定清算参加者)が、私の委託に基づく未決済約定に係る取引証拠金としてそのままクリアリング機構に直接預託し、クリアリング機構で保管されること。ただし、私が貴社に証拠金を差し入れた日から起算して4日目(金融商品取引所が定める休業日を除く。)の日までの間は、貴社が取引証拠金としてこれを保管し、貴社自身が所有するこれに相当する金銭又は<u>代用有価証券</u>が差換預託されることがあり得ることについて異議のないこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、私が別に書面による同意をした場合は、私が差し入れ又は預託した証拠金の全部又は一部について、次の各号のいずれかに定める方法により、これに相当する金銭又は<u>代用有価証券</u>が差換預託されることがあり得ることについて異議のないこと。</p> <p>(1) 私が預託した証拠金を貴社が委託</p>

<p>証拠金として保管し、これに相当する貴社自身が所有する金銭又は<u>代用有価証券等</u>が取引証拠金としてクリアリング機構に差換預託される方法</p> <p>(2) 貴社が非清算参加者である場合において、私が預託した証拠金を貴社が委託証拠金として保管し、これに相当する貴社自身が所有する金銭又は<u>代用有価証券等</u>が非清算参加者証拠金として貴社の指定清算参加者に預託され、当該非清算参加者証拠金に相当する貴社の指定清算参加者自身が所有する金銭又は<u>代用有価証券等</u>が取引証拠金としてクリアリング機構に差換預託される方法</p>	<p>証拠金として保管し、これに相当する貴社自身が所有する金銭又は<u>代用有価証券</u>が取引証拠金としてクリアリング機構に差換預託される方法</p> <p>(2) 貴社が非清算参加者である場合において、私が預託した証拠金を貴社が委託証拠金として保管し、これに相当する貴社自身が所有する金銭又は<u>代用有価証券</u>が非清算参加者証拠金として貴社の指定清算参加者に預託され、当該非清算参加者証拠金に相当する貴社の指定清算参加者自身が所有する金銭又は<u>代用有価証券</u>が取引証拠金としてクリアリング機構に差換預託される方法</p>
<p>(取引証拠金及び委託証拠金の返還請求権)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる取引証拠金及び委託証拠金に対する返還請求権は、私が貴社に対して負担する先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（以下「<u>未履行債務額</u>」という。）を控除した額に相当する部分について、私が有すること。</p> <p>(1) 私が差し入れた取引証拠金が直接預託された場合</p> <p>貴社の直接預託分の取引証拠金（清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）又は非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）をいう。以下同じ。）のうち、私が貴社（貴社が非清算参加者の場合には、貴社及び貴社の指定清算参加者）を代理人としてクリアリング機構に預託したのと同額の金銭又は私が貴社（貴社が非清算参加者の場合には、貴社及び貴社の指定清算参加者）を代理人としてクリアリング機構に預託した<u>代用有価証券等</u></p> <p>(2) 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託された場合（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われた場合を含む。）</p> <p>私が預託した委託証拠金（同条第1項ただし書に規定する差換預託が行われた場合における私が貴社に差し入れた取引証拠金を含む。以下この号において同じ。）及び次のa又はbに掲げるもの</p> <p>a (略)</p> <p>b 貴社の差換預託分の取引証拠金とし</p>	<p>(取引証拠金及び委託証拠金の返還請求権)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる取引証拠金及び委託証拠金に対する返還請求権は、私が貴社に対して負担する先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（以下「<u>未履行債務額</u>」という。）を控除した額に相当する部分について、私が有すること。</p> <p>(1) 私が差し入れた取引証拠金が直接預託された場合</p> <p>貴社の直接預託分の取引証拠金（清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）又は非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）をいう。以下同じ。）のうち、私が貴社（貴社が非清算参加者の場合には、貴社及び貴社の指定清算参加者）を代理人としてクリアリング機構に預託したのと同額の金銭又は私が貴社（貴社が非清算参加者の場合には、貴社及び貴社の指定清算参加者）を代理人としてクリアリング機構に預託した<u>代用有価証券</u></p> <p>(2) 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託された場合（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われた場合を含む。）</p> <p>私が預託した委託証拠金（同条第1項ただし書に規定する差換預託が行われた場合における私が貴社に差し入れた取引証拠金を含む。以下この号において同じ。）及び次のa又はbに掲げるもの</p> <p>a (略)</p> <p>b 貴社の差換預託分の取引証拠金とし</p>

<p>て代用有価証券等が預託されている場合は、<u>当該代用有価証券等</u>のうち、私が預託した委託証拠金に相当する額の有価証券及び倉荷証券（以下「<u>有価証券等</u>」という。）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>て代用有価証券が預託されている場合は、<u>当該代用有価証券</u>のうち、私が預託した委託証拠金に相当する額の有価証券</p> <p>2～4 （略）</p>
<p>（証拠金の代用有価証券等の範囲）</p> <p>第7条 証拠金の差入れ又は預託を<u>有価証券等</u>をもって代用する場合には、貴社は、金融商品取引所及びクリアリング機構の規則又は規則に基づく措置により定める範囲のうち貴社が応じられる範囲において<u>有価証券等</u>を受け入れることに異議のないこと。</p> <p>2 前項の場合における<u>有価証券等</u>の代用価格の計算に係る時価（金融商品取引所及びクリアリング機構の規則に基づき決定される時価をいう。）に乗すべき率については、金融商品取引所及びクリアリング機構の規則又は規則に基づく措置により定める率を超えない率として貴社が設定する率とすることに異議のないこと。</p>	<p>（証拠金の代用有価証券の範囲）</p> <p>第7条 証拠金の差入れ又は預託を<u>有価証券</u>をもって代用する場合には、貴社は、金融商品取引所及びクリアリング機構の規則又は規則に基づく措置により定める範囲のうち貴社が応じられる範囲において<u>有価証券</u>を受け入れることに異議のないこと。</p> <p>2 前項の場合における<u>有価証券</u>の代用価格の計算に係る時価（金融商品取引所及びクリアリング機構の規則に基づき決定される時価をいう。）に乗すべき率については、金融商品取引所及びクリアリング機構の規則又は規則に基づく措置により定める率を超えない率として貴社が設定する率とすることに異議のないこと。</p>
<p>（建玉の期限前終了時等の処理等）</p> <p>第8条の2 <u>クリアリング機構が、貴社の顧客の委託に基づく建玉について期限前終了割当建玉の指定又は被違約受渡玉の決定を行う場合において、貴社が貴社の定める方法により当該期限前終了割当建玉又は被違約受渡玉の各顧客への割当てを行うことに異議のないこと。</u></p> <p>2 <u>私の委託に基づく未決済約定について、前項の期限前終了割当建玉又は被違約受渡玉の割当てが行われた場合においては、当該期限前終了割当建玉又は当該被違約受渡玉についてクリアリング機構が定める決済の条件に従い、貴社との間の決済を行うことに異議のないこと。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>（貴社に増担保等措置が実施された場合の措置）</p> <p>第12条の2 貴社が、クリアリング機構から増担保等措置（クリアリング機構の業務方法書第29条の2に規定する措置をいう。以下同じ。）を受けた場合（貴社が非清算参加者の場合には、クリアリング機構の業務方法書第29条の2第2項の規定による措置を貴社の指定清算参加者から受け</p>	<p>（貴社に増担保等措置が実施された場合の措置）</p> <p>第12条の2 貴社が、クリアリング機構から増担保等措置（クリアリング機構の業務方法書第29条の2に規定する措置をいう。以下同じ。）を受けた場合（貴社が非清算参加者の場合には、クリアリング機構の業務方法書第29条の2第2項の規定による措置を貴社の指定清算参加者から受け</p>

<p>た場合)であって、私の委託に基づく未決済約定が当該措置の事由と密接な関係を有しているときは、貴社が当該措置に従うために必要な範囲内で私に対して次の各号に掲げる措置を行うことに異議のないこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 証拠金を有価証券等をもって代用する場合における貴社が指定する銘柄の限定</p> <p>(3) 証拠金を有価証券等をもって代用する場合の代用価格の計算における時価に乘すべき率の引下げ</p>	<p>た場合)であって、私の委託に基づく未決済約定が当該措置の事由と密接な関係を有しているときは、貴社が当該措置に従うために必要な範囲内で私に対して次の各号に掲げる措置を行うことに異議のないこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 証拠金を有価証券等をもって代用する場合における貴社が指定する銘柄の限定</p> <p>(3) 証拠金を有価証券等をもって代用する場合の代用価格の計算における時価に乘すべき率の引下げ</p>
<p><u>(決済方法に係る指示がない場合の特則)</u></p> <p><u>第12条の5 商品先物取引(現物先物取引に限る。以下この条において同じ。)で直近の限月取引に係るものについて、取引最終日の終了する日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)の午後4時までに私から決済方法に係る指示がないときは、貴社が任意に、私の計算においてそれを決済するために必要な転売又は買戻しを行うことに異議のないこと。</u></p> <p>2 <u>商品先物取引で直近の限月取引に係るものについて、貴社が指示日(一般大豆及びとうもろこしにあつては、取引最終日の終了する日の属する月の1日(休業日である場合は順次繰り上げる。))をいい、その他の商品にあつては、取引最終日の終了する日の属する月の15日(休業日である場合は順次繰り上げる。))をいう。以下同じ。)に私から貴社が定める決済方法のうちいずれかの指示を受けることとした場合においては、当該指示日の午後4時までに決済方法に係る指示がないとき又はその指示が貴社が定める決済方法と異なるものであるときは、貴社が任意に、私の計算においてそれを決済するために必要な転売又は買戻しを行うことに異議のないこと。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(商品先物取引に係る建玉の処分)</u></p> <p><u>第12条の6 私の商品先物取引に関し、金融商品取引所が定める受託契約準則第8条の2に規定する建玉の限度を超え若しくは超えることとなった場合又は超えていると金融商品取引所が認めた場合には、貴社が、私の委託に基づく未決済約定について、私の計算において、当該建玉の限度を超え若しくは超えることとなった部分又は</u></p>	<p>(新設)</p>

<p><u>超えていると金融商品取引所が認めた部分を決済するために必要な転売又は買戻しを行うことに異議のないこと。</u></p>	
<p><u>(商品先物取引における特別売買)</u> <u>第12条の7 私の委託に基づく未決済約定について、金融商品取引所の業務規程第58条の3第2項から第4項までの規定に基づき売買約定を成立させることに異議のないこと。</u></p>	(新設)
<p><u>(商品先物取引の現物先物取引の現金決済による結了)</u> <u>第12条の8 私の委託に基づく現物先物取引の受渡決済に係る未決済約定について、クリアリング機構が金融商品取引所が定める受渡値段により当該未決済約定の転売又は買戻しを行ったものとみなして当該未決済約定に係る受渡しを結了させる場合には、その措置に従うこと。</u></p>	(新設)
<p>(取引証拠金等の処分) 第13条 私が先物・オプション取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続によらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。 (1)・(2) (略) (3) 私が差し入れた<u>代用有価証券等</u>が取引証拠金として直接預託された場合には、クリアリング機構に預託されている<u>代用有価証券等</u> (4) 私が委託証拠金として預託した<u>代用有価証券等</u> (5) その他金融商品取引に関し、貴社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座に記録している私の有価証券、倉荷証券及びその他の動産</p>	<p>(取引証拠金等の処分) 第13条 私が先物・オプション取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続によらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。 (1)・(2) (略) (3) 私が差し入れた<u>代用有価証券</u>が取引証拠金として直接預託された場合には、クリアリング機構に預託されている<u>代用有価証券</u> (4) 私が委託証拠金として預託した<u>代用有価証券</u> (5) その他金融商品取引に関し、貴社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座に記録している私の有価証券及びその他の動産</p>
<p>(差換預託の場合の証拠金の取扱い) 第18条 貴社について支払不能による売買停止等が行われた場合において、私が委託</p>	<p>(差換預託の場合の証拠金の取扱い) 第18条 貴社について支払不能による売買停止等が行われた場合において、私が委託</p>

<p>証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。）は、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。</p> <p>(1) 外国通貨又は<u>代用有価証券等</u>がクリアリング機構に預託されていたときは、クリアリング機構が当該外国通貨の全部若しくは一部をもって円貨を取得して、円貨により返還する、又は<u>当該代用有価証券等</u>の全部若しくは一部を換金して、金銭により返還することがあり得ること。この場合において、私とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとされること。</p> <p>(2) 第5条第1項第2号の規定にかかわらず、次のa又はbのいずれか小さい方の額につき、私の未履行債務額を控除した額に相当する部分について、私が取引証拠金の返還請求権を有すること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 貴社がクリアリング機構に預託している差換預託分の取引証拠金（前号の規定によりクリアリング機構が外国通貨をもって円貨を取得し、又は<u>有価証券等</u>を換金した場合は、差換預託分の取引証拠金として預託している当該取得に係る外国通貨以外の金銭、<u>当該換金に係る有価証券等</u>以外の<u>有価証券等</u>並びに当該取得後の金銭の額から当該取得に要した費用を差し引いた額の金銭及び当該換金の後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭）を、私を含む貴社の各顧客が貴社に預託した委託証拠金に相当する額に応じてあん分した額</p> <p>2 (略)</p>	<p>証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。）は、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。</p> <p>(1) 外国通貨又は<u>代用有価証券</u>がクリアリング機構に預託されていたときは、クリアリング機構が当該外国通貨の全部若しくは一部をもって円貨を取得して、円貨により返還する、又は<u>当該代用有価証券</u>の全部若しくは一部を換金して、金銭により返還することがあり得ること。この場合において、私とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとされること。</p> <p>(2) 第5条第1項第2号の規定にかかわらず、次のa又はbのいずれか小さい方の額につき、私の未履行債務額を控除した額に相当する部分について、私が取引証拠金の返還請求権を有すること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 貴社がクリアリング機構に預託している差換預託分の取引証拠金（前号の規定によりクリアリング機構が外国通貨をもって円貨を取得し、又は<u>有価証券</u>を換金した場合は、差換預託分の取引証拠金として預託している当該取得に係る外国通貨以外の金銭及び<u>当該換金に係る有価証券</u>以外の<u>有価証券</u>並びに当該取得後の金銭の額から当該取得に要した費用を差し引いた額の金銭及び当該換金の後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭）を、私を含む貴社の各顧客が貴社に預託した委託証拠金に相当する額に応じてあん分した額</p> <p>2 (略)</p>
<p>(支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われなかった場合の証拠金の取扱い)</p> <p>第21条 金融商品取引所により、貴社について支払不能による売買停止等が行われ、当該金融商品取引所が顧客の委託に基づく未決済約定について引継ぎ又は転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合（私の委託に基づく未決済約定について第17条第1項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われた場合</p>	<p>(支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われなかった場合の証拠金の取扱い)</p> <p>第21条 金融商品取引所により、貴社について支払不能による売買停止等が行われ、当該金融商品取引所が顧客の委託に基づく未決済約定について引継ぎ又は転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合（私の委託に基づく未決済約定について第17条第1項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われた場合</p>

<p>を除く。)には、第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。</p> <p>(1) 私が差し入れた取引証拠金が直接預託されていたときは、第5条第1項第1号に掲げる金銭又は<u>代用有価証券等</u>につき、クリアリング機構の定めるところにより、クリアリング機構に対して直接返還請求が行えること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>を除く。)には、第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。</p> <p>(1) 私が差し入れた取引証拠金が直接預託されていたときは、第5条第1項第1号に掲げる金銭又は<u>代用有価証券</u>につき、クリアリング機構の定めるところにより、クリアリング機構に対して直接返還請求が行えること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p>(証拠金の利息その他の対価)</p> <p>第24条 私が先物・オプション取引に関し、貴社に証拠金として差し入れ又は預託する金銭又は<u>代用有価証券等</u>には、利息その他の対価をつけないこと。</p>	<p>(証拠金の利息その他の対価)</p> <p>第24条 私が先物・オプション取引に関し、貴社に証拠金として差し入れ又は預託する金銭又は<u>代用有価証券</u>には、利息その他の対価をつけないこと。</p>